

事例番号:330197

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 4 日

9:09 朝から胎動減少自覚があり受診、前日の時点で胎動減少感があったかもしれないとの訴えあり

9:32 頃- 胎児心拍数陣痛図でサイソイタルパ^oターンを疑う胎児心拍数波形を認める

12:22 胎児心拍異常のため入院

4) 分娩経過

妊娠 36 週 4 日

13:46- 胎児心拍数陣痛図でサイソイタルパ^oターンを複数回認める

妊娠 36 週 5 日

13:41 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

手術当日 分娩前に採取した血液検査で AFP 5009.0ng/mL、胎児ヘモグロビン 1.5%

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 5 日

(2) 出生時体重:2700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.11、BE -12.3mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分5点、生後5分不明

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 胎児母体間輸血症候群の疑い

高次医療機関 NICU 入院時、血液検査でヘモグロビン 2.3g/dL、ヘマトクリット 8.5%、心肺停止状態、瞳孔散大、蘇生処置により心拍再開

(7) 頭部画像所見:

生後23日 頭部CTで脳室拡大を認め、大脳小脳ともに広範に嚢胞変性をきたしている所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医3名、小児科医3名、麻酔科医1名

看護スタッフ:助産師6名、看護師3名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児母体間輸血症候群による胎児の重症貧血によって多嚢胞性脳軟化症を発症したことであると考えられる。

(2) 胎児母体間輸血症候群の原因は不明である。

(3) 胎児母体間輸血症候群の発症時期は、妊娠36週4日の朝またはその前日のいずれかの時点である可能性がある。

(4) 胎児母体間輸血症候群による重症貧血および循環不全により新生児期に心肺停止となったことが脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 胎動が少ないことにより外来を受診した際、分娩監視装置の装着と超音波

断層法を実施したこと、および異常と判断し入院としたことは、いずれも一般的である。

- (2) 妊娠 36 週 4 日の外来受診以降の胎児心拍数陣痛図所見に対して、妊娠 36 週 5 日まで経過観察としたことは一般的ではない。
- (3) 妊娠 36 週 5 日 6 時 38 分に胎児機能不全などの適応で帝王切開を決定してから約 7 時間後に児を娩出したことは一般的ではない。
- (4) 出生した新生児の状況から、胎児母体間輸血症候群を疑い、妊娠 36 週 4 日に採取した妊産婦の検体(血液)について AFP および胎児ヘモグロビンを検査したことは適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(生後 9 分にバッグ・マスクによる人工呼吸、生後 11 分に酸素投与)は一般的である。
- (2) 経皮的動脈血酸素飽和度低下(54%)のため、生後 76 分に気管挿管をしたことは一般的である。
- (3) 新生児重症貧血を確認し、生後 19 分に高次医療機関 NICU に搬送を決定したことは適確である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」を参考に胎児心拍数陣痛図の判読と対応について、さらに習熟することが望まれる。とくにサイトコタル[®]タンが疑われる場合には、新生児貧血など重篤な病態の可能性が否定できないため、高次医療機関と連携して診療を行うことが望ましい。
- (2) 帝王切開を決定した場合は、その適応に応じて速やかに実施することが望まれる。

【解説】胎児機能不全を適応とした緊急帝王切開術の場合、胎児の状態が不良のまま持続する、もしくはさらに悪化する可能性が想定されるため、速やかに実施することが望ましいと考えられる。

(3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

高次医療機関への新生児搬送を決定した場合は、可及的速やかに搬送することが望まれる。

【解説】新生児搬送を要する状況では、新生児に対し速やかに高次診療を実施するために、できるだけ円滑に搬送できる体制を備えることが望ましい。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児母体間輸血症候群の発症について、その病態、原因、リスク因子の解明が望まれる。また出生後に胎児母体間輸血症候群を速やかに診断し適切な対応を行うために必要な所見や検査について検討し、新生児蘇生法のプログラムのなかに組み込むことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。